

横浜市情報処理教育センター条例の廃止について

1 提案理由

横浜市情報処理教育センター条例第 2 条で定める事業の全てが、平成 22 年度末で他の施設への機能移転が完了したことにより、横浜市情報処理教育センターを廃止するため、本条例の廃止を提案します。

2 横浜市情報処理教育センター条例第 2 条で定める事業

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 情報処理教育に係る生徒の実習に関する事 | 【H8 年度から市立高校で実施】 |
| (2) 情報処理教育に係る教職員の研修に関する事 | 【H23 年度から教育センターで実施】 |
| (3) 情報処理教育の調査研究に関する事 | 【H9 年度から指導企画課で実施】 |
| (4) その他前 3 号に準ずる事業 | 【上記、該当施設で実施】 |

3 条例廃止後の施設の活用

横浜商業高等学校敷地内にあることから、学校施設としての活用や教育委員会の施設としての活用について、平成 23 年度中に検討していきます。

(参考)「横浜市情報処理教育センター」施設の概要

- 設置目的：情報処理教育に関する生徒の実習及び教職員の研修等を行い、本市における情報処理教育の推進を図る
- 所在地：横浜市南区南太田二丁目 30 番 2 号（市立横浜商業高等学校敷地内）
- 設置年月：昭和 49 年 11 月
- 施設規模：屋上 3 階建 鉄筋コンクリート造 延床面積 1,687 m²
研修室：5 室 講義室：2 室